

長野工業高等専門学校リスク管理室規則

最終改正 令和4年7月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第14条第2項の規定に基づき、本校リスク管理室（以下「リスク管理室」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 リスク管理室は、本校における緊急対応等が必要となる事態の発生に備えるとともに、発生又は発生することが予測される事態に伴う危機に対して、迅速かつ的確に対処することを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 リスク 健全かつ円滑な業務遂行を妨げる要因をいう。
- 二 危機 顕在化、あるいは、まさに顕在化しようとしているリスクをいう。
- 三 リスク管理 存在するリスクの分析・評価を基にその解消を含めた顕在化の防止とそのため活動をいう。
- 四 危機対策 危機への対処。被害拡大の防止と社会への信頼の維持・確保の活動をいう。
- 五 コンプライアンス 法令・規則の遵守、社会からの期待に応えることをいう。
- 六 内部統制システム リスク管理及び危機対策に向けた活動の仕組みをいう。

(業務)

第4条 リスク管理室は、国立高等専門学校機構が定める基本方針を踏まえつつ、同機構に設置するリスク管理本部と連携の上、次に掲げる業務を行なう。

- 一 リスク及び危機の分析
- 二 リスク及び危機の予防策の策定並びに点検
- 三 非常事態発生時の学生、保護者及び外部機関への対応
- 四 リスク管理、危機対策及びコンプライアンスの取組としての、教職員への啓発活動並びにセルフチェックの奨励
- 五 内部統制システムの構築
- 六 国立高等専門学校機構の作成する、マニュアル、ハンドブック及びコンプライアンスに関するセルフチェックリスト等の活用
- 七 緊急事態の回避、沈静及び終息のための最善策の策定並びに実施
- 八 その他、前各号に係る業務

(組織)

第5条 リスク管理室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 総務課長及び学生課長
- 四 その他校長が必要と認める者

(室長及び会議の招集等)

第6条 リスク管理室に室長を置き、校長をもって充てる。

- 2 リスク管理室に副室長を置き、副校長のうち、教務主事及び事務部長をもって充てる。
- 3 室長は、必要に応じてリスク管理室会議を招集し、その議長となる。
- 4 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名した副室長がその職務を代行する。

(室員以外の者の出席)

第7条 室長は、必要あると認めるときは、第5条に規定する室員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 リスク管理室の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則の定めるもののほか、リスク管理室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月4日 一部改正)

この規則は，令和 4 年 7 月 4 日から施行し，令和 4 年 4 月 1 日から適用する。